



Contents

-イントロダクション-

- ・福生市役所が行っている主な住宅関連業務・施策
…2-3P

-賃貸住宅に関すること-

①市内の公営住宅

- ・市営住宅・都営住宅…4P

②市内のその他の公営賃貸住宅

- ・公社住宅・UR賃貸住宅…5P
- 【参考】市内公営住宅等位置図 …6P

③家賃補助制度

- ・高齢者居住支援特別給付…6P

-住宅取得に関すること-

①住宅取得に対する助成等

- ・長期優良住宅取得推進助成…7P
- ・住宅ローン【フラット35】地域連携型の
利率引き下げ制度…7P

②賃貸住宅建設に対する助成

- ・子育て支援住宅整備助成…8P
- ・【コラム】空き家にも税金がかかる？…8P

-空き家に関すること-

■空き家対策への助成・制度

- ・空き家住宅除却助成…9P
- ・マイホーム借り上げ制度…9P
- ・空き家の発生を抑制するための特例措置（空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除）…10P
- 【コラム】隣地からはみ出してきた木や枝は切っている？…10P

-地震対策に関すること-

■地震対策への支援

- ・木造住宅の耐震診断費用の助成…11P
- ・木造住宅の耐震改修等費用の助成…11P
- ・ブロック塀の耐震化助成…12P
- ・【コラム】もし家にいるときに地震が起きたら…12P

-住宅改修に関すること-

①高齢者向けの改修支援

- ・高齢者自立支援住宅改修給付…13P

②環境に配慮した改修支援

- ・生垣設置等補助金…13P
- ・雨水貯留槽・浸透施設設置助成金…14P

-その他-

- 住まいの相談窓口（市役所関係）…15P

福生市役所が行っている

主な住宅関連業務・施策

福生市では、主に次の住宅関連業務を行っています。

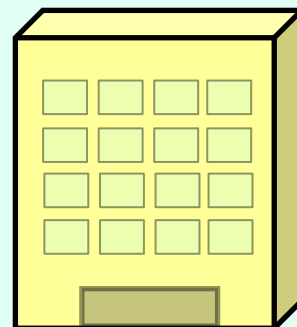
また、国や東京都などでも、住宅に関連した業務や補助などを行っていますので、いろいろな情報を集めてみてください。

市営住宅の管理

市営住宅は、主に生活困窮などの理由により、住宅に困っている人が利用できる住宅です。

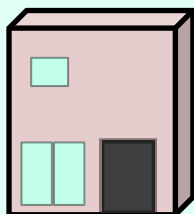
市は、入居の案内・審査から、入居後の対応まで、いわば「不動産屋さん+大家さん」の仕事をしています。

この他、市内には公的賃貸住宅として、「都営住宅」「公社住宅」「UR賃貸住宅」もありますが、それぞれ管理する団体が違うので問合せの際にはご注意ください。



4～6ページへ⇒

民間住宅に関する各種助成・支援



市では、定住化促進のため、条件を満たした住宅の購入者に対して補助を行っているほか、ローン金利の優遇、除却、リフォーム・改修費用の助成など、さまざまな助成や支援を行っています。

国も、相続税の控除等、さまざまな施策を行っているほか、相談窓口などを開設しています。

制度の移り変わりが早く、要件も細かいので、申請の際はよく下調べいただくことをおすすめします。

6～14ページへ⇒

空き家等への対策

市では、全国的な社会問題となってきた「空き家」について、除却の費用を助成しているほか、空き家等に関する対策計画の策定を通じて、空き家問題に取り組んでいます。
また、空き家等の所有者に向けて、相談窓口の紹介なども行っています。



9～10ページへ⇒

【コラム】市営住宅って誰でも入れるの？

市営住宅は、住宅困窮者向けの住宅なので、入居には多くの条件があります。

主な条件としては

- ①市内に1年以上居住していること。
- ②市税を滞納していないこと。
- ③土地や建物の所有者ではないこと。

などありますが、さらに、

④所得が基準内である

必要があります。

【参考】収入要件（年間所得）

世帯人数	原則階層	裁量階層
1人	189万6000円以下	256万8000円以下
2人	227万6000円以下	294万8000円以下
3人	265万6000円以下	332万8000円以下
4人	303万6000円以下	370万8000円以下

上記の額は参考です。個々の状況等により各種控除が入る場合もあるため、あくまで参考値です。

所得とは、収入から収入の種類に応じた必要経費差し引いた額（いわゆるもうけ。所得税などの対象となる金額）のことを言います。

収入の種類（給与収入、事業収入、年金収入など）により必要経費に相当する控除金額の計算方法が異なります。

具体的には、「**一般世帯では月158,000円**」、「**高齢者・障害者等の裁量世帯では月214,000円**」の所得金額が一つの目安になります。それを12か月分に計算しなおしたものが、上記の表になります。

実際には、家族等の人数により基礎控除額（38万円）が引かれたり、収入がある人が複数人いるとその人たちの収入を合算しますので、必ずしも上記の目安どおりにはならない点はご注意ください。

①市内の公営住宅

市営住宅

【概要】市営住宅は、「福生市」が管理する、住宅困窮者向けの賃貸住宅です。市内には約300戸の住宅があります（位置はP6でご確認ください）。

入居には所得制限があり、所得によって毎年の家賃が変わります。単身者は、高齢者・障害者等に限り入居ができます。

入居者の募集は概ね年2回行います。申込みから入居まで、およそ3～4か月程度かかります。

市営住宅は、建物や部屋ごとに設備が異なり、風呂釜や給湯器、エアコンなどを自身で設置・撤去する必要がある場合もあります（詳細は、募集案内に記載される内容をご確認ください。）。



間取りの一例

募集時期・募集住戸など	応募案内配布場所	応募要件・備考
【募集時期】空き部屋が発生した場合、概ね半年に1回募集 【入居決定方式】抽せん 【住宅の種類】①一般住宅（2人以上世帯用）※単身者不可 ②高齢者・障害者等対応住宅（単身者用・2人世帯用） ③高齢者住宅（単身者用・2人世帯用）	福生市役所 ※募集・配布時期は「広報ふっさ」でお知らせします。	【応募要件】 ・市内に1年以上居住又は市内同一勤務場所に3年以上雇用 ・所得が一定以内等 ※エレベーター有 ※保証金：家賃2か月分

【問合せ】まちづくり計画課住宅係 TEL042-551-1961

都営住宅

【概要】都営住宅は、「東京都」が管理する、住宅困窮者向けの賃貸住宅です。市内には、熊川と武蔵野台に計3か所の都営住宅があります。

入居には所得制限があり、所得によって毎年の家賃が変わります。条件を満たせば、福生市内に限らず都内すべての都営住宅に申込みができます。

申込みから入居まで、およそ10か月～1年程度かかります。

主な募集時期・募集予定		応募案内配布場所	応募要件・備考
5月上旬 ・ 11月上旬	【抽せん方式】 ・一般住宅（家族向・単身者向） ・定期使用住宅（若年ファミリー向、多子世帯向） ・若年ファミリー向	区・市役所 町・村役場 東京都住宅供給公社 都庁案内所 ※募集時期は「広報東京都」に掲載されます（新聞の折込広告にも入っています）。 ※都営住宅の募集・管理は、東京都住宅供給公社が行っています。	都内に居住 ※単身者向：年齢要件等あり ※若年ファミリー：40歳未満
8月上旬 ・ 2月上旬	【ポイント方式】※単身者不可 ひとり親世帯、高齢者世帯、心身障害者世帯、多子世帯、特に所得の低い世帯、車いす使用者世帯向 【抽せん方式】 ・単身者向(60歳以上等要件あり) ・単身者用車いす使用者向 ・高齢者集合住宅（単身者向、2人世帯向）		都内に3年以上居住 ※ポイント方式とは 住宅状況申込書に記載された項目（現在住んでいる住居の広さ、家賃、設備等）により住宅困窮度を判定し、困窮度の高い順に、申込地区の募集戸数までの方を資格審査対象とするものです。

【問合せ】・東京都住宅供給公社都営住宅募集センター TEL03-3498-8894

・テレホンサービス TEL03-6418-5571（ホームページ）<http://www.to-kousya.or.jp/>

②市内のその他の公的賃貸住宅

公社住宅

【概要】公社住宅は、東京都住宅供給公社（JKK）が管理する賃貸住宅です。
 市内には、加美平と熊川に計2か所の公社住宅があります。
 入居するには一定以上の収入が必要です（家賃の4倍程度の月収等）。
 空き部屋については、随時入居者募集をしており、間取りによって家賃が決まっています。
 申込みからおよそ3週間で入居できます。

募集時期・募集予定		配布場所・問合せ	備考
一般賃貸住宅	先着順受付 ※新築の場合は抽せん	立川窓口センター 立川市曙町2-34-7 ファーレイーストビル3階 (JR立川駅北口徒歩7分) 9:00~18:00 定休日:土・日・祝日	【市内の公社住宅】 ・熊川住宅（熊川95番地） ・加美平住宅（加美平4-1） ※いずれもエレベーター無 ※敷金：家賃2か月分 ※礼金・仲介手数料・更新料：不要 ※保証人：必要

【問合せ】東京都住宅供給公社公社住宅募集センター TEL03-3409-2244
 (ホームページ) <http://www.to-kousya.or.jp/>

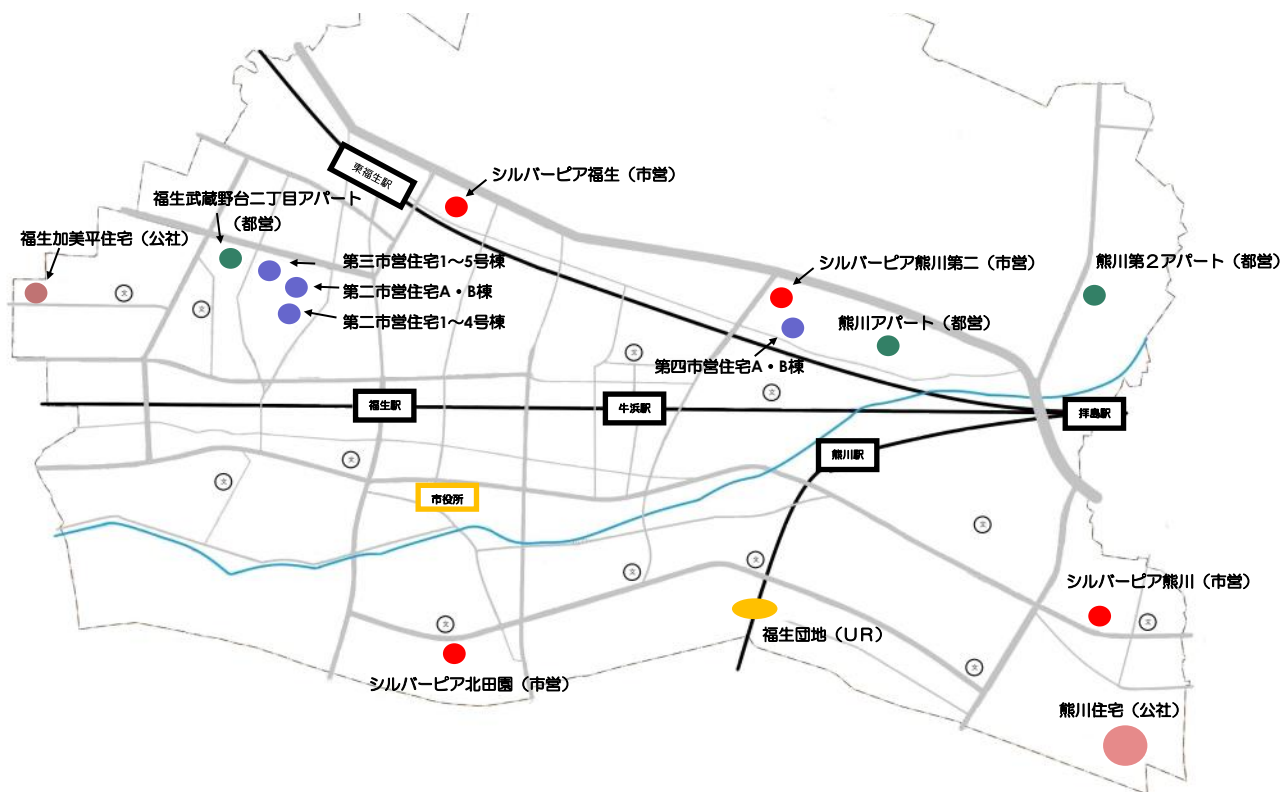
UR賃貸住宅

【概要】UR賃貸住宅は、独立行政法人都市再生機構（UR）が管理する賃貸住宅です。
 市内には南田園にあります。
 入居するには、一定以上の収入が必要です。
 空き部屋については、随時、入居者募集をしており、間取りによって家賃が決まっています。
 市営・都営・公社住宅と比べると家賃はやや高めになります。

募集時期・募集予定		配布場所・問合せ	備考
一般賃貸住宅	先着順受付 ※新築の場合は抽せん	UR立川営業センター 立川市曙町2丁目7番16号 鈴春ビル5階 (JR立川駅北口徒歩3分) 9:30~18:00 定休日:水曜・年末年始 TEL042-526-5201	【市内のUR賃貸住宅】 ・福生団地（南田園2-7外） ※一部エレベーター有 ※敷金：家賃2か月分（福生団地の場合） ※礼金・仲介手数料・更新料：不要 ※保証人：不要
高齢者向け 優良賃貸住宅	先着順受付 ※一部の住宅は抽せん		

【問合せ】独立行政法人都市再生機構 賃貸住宅募集案内総合窓口
 TEL0120-411-363 03-3347-4330
 (ホームページ) <http://www.ur-net.go.jp/>

【参考】市内公営住宅等位置図



-賃貸住宅に関すること-

③家賃補助制度

高齢者居住支援特別給付

【概要】 高齢者への特別対策事業として居住支援を実施しています。

対象者には月額5,000円を支給します（8月、12月、4月にそれぞれの前月分までを支給）。

対象	65歳以上の単身世帯、または65歳以上の方を含む60歳以上の方のみの世帯で、申請時において次のいずれにも該当する世帯 ① 市内に引き続き3年以上住所を有していること。 ② 自らが居住する賃貸住宅(公営住宅、東京都供給公社住宅、独立行政法人都市再生機構住宅その他公的資金による住宅及びサービス付き高齢者向け住宅<u>を除く</u>)を借り、その家賃(月額5,000円以上70,000円以下)を支払っていること。 ③ 前年の収入（1月から7月までの月分の支援については前々年の収入）が生活保護法に基づく保護の基準の1.5倍以内の世帯であること。 ④ 市税、後期高齢者医療保険料、介護保険料を滞納していないこと ⑤ 他から家賃に対する公的な補助を受けていないこと ※生活保護を受けている世帯は対象になりません。
----	--

【問合せ】 介護福祉課高齢者支援係 Tel042-551-1751

①住宅取得に対する助成等

長期優良住宅取得推進助成

【概要】市内に新築の長期優良住宅を取得した「子育て世帯」を対象に、その住宅（家屋分）に課される固定資産税・都市計画税相当額（上限10万円×最長5年度）を助成します。

助成額	対象要件
○長期優良住宅の家屋に係る固定資産税・都市計画税相当額 ・1年度につき上限10万円、最長5年度 ・共有の場合は、持分の割合に応じた額	【住宅の要件】 ・長期優良住宅の認定を受けている住宅であること ・居住の用に供する部分の延べ床面積が90㎡（マンション等区分所有の場合は70㎡）以上であること ・平成27年1月2日から令和9年1月1日までの間に建築された住宅であること ・中古住宅でないこと（申請者が居住を開始するまでの間、居住の用に供されたことのない住宅であること） 【対象者の要件】 ・対象となる住宅の固定資産税・都市計画税の納税義務者であること ・固定資産税・都市計画税の課税年度の初日の属する年の1月1日から起算して1年間、16歳に達する年度までの子と対象住宅に同居している親であること ・固定資産税・都市計画税を完納しており、かつ、他の市税を滞納していないこと

【問合せ】まちづくり計画課住宅係 TEL042-551-1961

住宅ローン【フラット35】地域連携型の利率引き下げ制度

【概要】福生市と独立行政法人住宅金融支援機構が締結している、子育て支援を一層促進するための協定により、市内に新築の長期優良住宅（上記）を取得した子育て世帯で、住宅金融支援機構が提供する全期間固定金利の住宅ローン【フラット35】地域連携型を利用する場合、当初5年間の金利について0.5%引き下げを受けることができます。

また、上記の「優良住宅推進助成」と併せて利用ができます。

対象の主な要件	借入金利の利率と優遇期間（一例）
「長期優良住宅取得推進助成制度（上記）」を利用する子育て世帯で、全期間固定金利の住宅ローン【フラット35】地域連携型を利用する方	当初から5年目まで ▲0.5% ※ 上記は【フラット35】地域連携型を利用した場合です。さらに、【フラット35】Sや【フラット35】子育てプラス等も併せてご利用いただけます。詳細については、住宅金融支援機構のホームページ等でご確認ください。

【問合せ】まちづくり計画課住宅係 TEL042-551-1961

②賃貸住宅建設に対する助成

子育て支援住宅整備助成

【概要】子育てしやすい環境づくりのため、市内に東京こどもすくすく住宅の認定（セーフティモデル）を受けた集合住宅を新たに整備する場合に、整備費用の一部を助成します。

助成額	主な対象要件	助成対象工事
上限625万円 ※戸当たり上限額 賃貸：625,000円 分譲：312,500円	① 集合住宅の全戸数の5分の1以上が「東京こどもすくすく住宅（※）」の設計認定を受けた住宅であること ② 新築であること	東京こどもすくすく住宅の整備に係る工事の費用

※東京都への申請も必要になります。計画については、事前に市役所にご相談ください。

（※）東京こどもすくすく住宅認定制度とは…

居住者の安全性や家事のしやすさなどに配慮された住宅で、かつ、子育てを支援する施設やサービスの提供など、子育てしやすい環境づくりのための取組を行っている優良な住宅を東京都が認定する制度です。

認定を受けた住宅は東京都のホームページ等でもPRを行います。この認定を受けるために行う集合住宅の新築工事の整備に係る費用の一部を助成するのが、「福生市子育て支援住宅整備助成金」です。

【問合せ】まちづくり計画課住宅係 TEL042-551-1961

【コラム】空き家にも税金はかかる？

近年、話題になることも多い「空き家」の問題。空き家と言えども、所有者等には税金が課せられます。さて、どんな税金がかかってくるのでしょうか？

一つ目は、土地や建物にかかる固定資産税、都市計画税。

二つ目は、相続税です。



空き家にかかる税金の概要

税の種類	対象となる資産	税を納める方
固定資産税・都市計画税	固定資産（土地、家屋等）	毎年1月1日に対象となる資産の所有者として登記簿、または固定資産税課税台帳に登録または登録されている方
相続税	被相続人から相続された固定資産（土地、家屋等）など	被相続人から財産を得た方

福生市では、空き家の建て壊しにかかる費用の助成（空き家住宅除却助成 P9参照）をしているほか、国は空き家に関する税制の特例措置（P10参照）などを実施しています。制度をうまく活用することで、節税も可能になります。

空き家対策への助成・制度等

空き家住宅除却助成

【概要】 空き家住宅を除却する（壊す）所有者に、除却費用の一部を助成します。
助成金額は戸建てが最大30万円、共同住宅が最大100万円です。

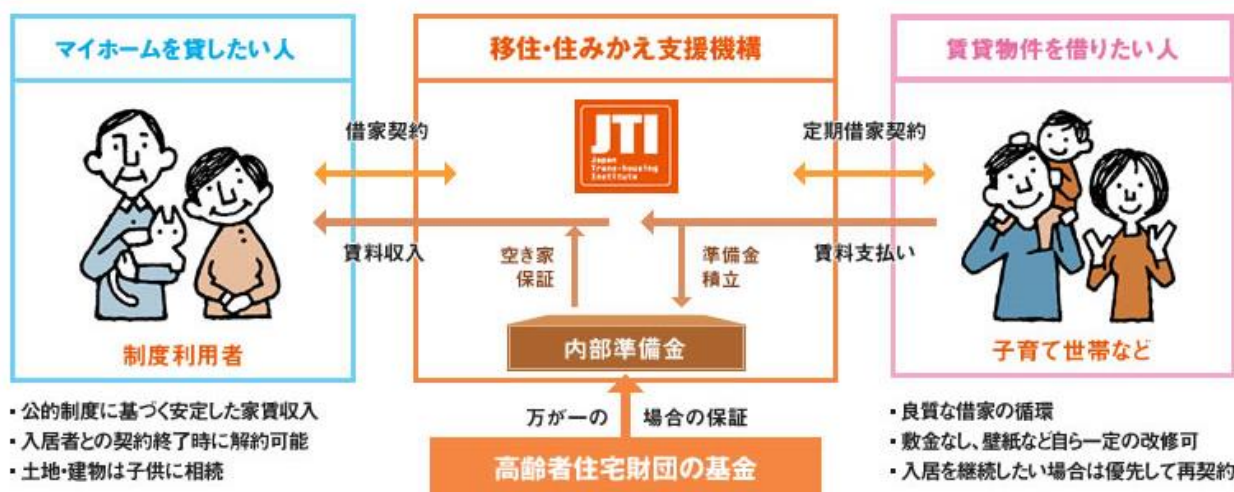
助成額	対象の主な要件
除却費用（消費税抜き）の1/2相当額 ※上限額：【戸建て住宅】30万円/戸 【共同住宅】100万円/棟	① 昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。 ② 居住の用に供さない状態で概ね1年以上経過していること。 ③ 建物の種類が「居宅」「長屋」または「共同住宅」として登録されていること。 ④ 建物には所有権以外の権利（抵当権など）がないこと。

【注意事項】 工事契約の前に市への事前相談が必要です。必ずご相談ください。
また予算には限りがあります。

【問合せ】 まちづくり計画課住宅係 TEL042-551-1961

マイホーム借り上げ制度

【概要】 この制度は、（一社）移住・住みかえ支援機構（JTI）が50歳以上の方がお持ちの住宅を借上げ、転貸し、空室時も所有者に賃料を保証することで、住宅を売却せず、住みかえや、老後の資金として活用できるものです。制度の利用には条件がありますので、ご相談ください。



マイホーム借上げ制度のイメージ（JTIホームページより）

対象の主な要件	- 日本国内にある住宅をお持ちの50歳以上の方 - 住宅に一定の耐震性が確保されていること ※その他諸条件により、制度の利用をお断わりする場合があります。詳しくは、JTIにお問合せください。 ※借りる方は特に条件はありませんが、通常の賃貸住宅の入居と同様、入居審査をJTIが行います。
---------	--

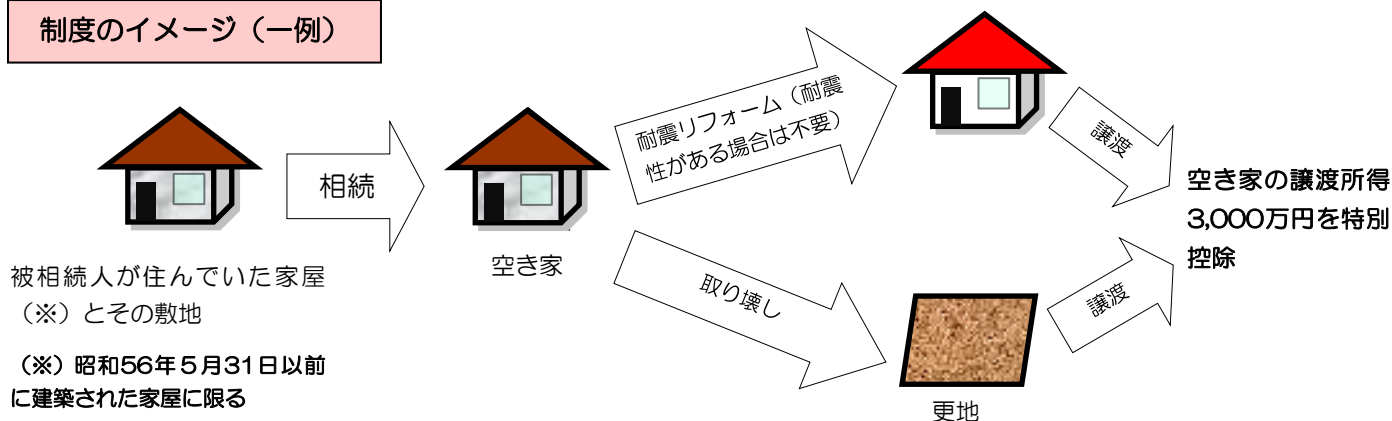
【問合せ】 まちづくり計画課住宅係 TEL042-551-1961

空き家対策への助成・制度等

空き家の発生を抑制するための特例措置 (空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除)

【概要】 空き家となった被相続人のお住まいを相続した相続人が、耐震リフォーム、または取り壊しをした後に、その家屋または敷地を譲渡した場合には、その譲渡にかかる譲渡所得の金額から3,000万円を特別控除する、国の制度です。受付は市役所で行っています。

制度のイメージ（一例）



特例を受けるための手続き

家屋所在地の市区町村にて
「被相続人居住用家屋等確認
書」の交付申請



お住まいの管轄税務
署で確定申告



特例適用

【問合せ】 国土交通省Tel03-5253-8111 ※制度の詳細は国土交通省ホームページをご覧ください。

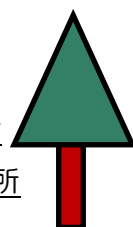
【コラム】 隣地からはみ出てきた木や枝は切っていい？

近年、隣家が空き家になり、「木がはみ出して困っている」という声が市に多く寄せられます。これらは、勝手に切ってしまうていいものなのでしょうか？

令和5年4月1日の民法改正に伴い、

隣家の土地の所有者に越境した枝等を切ってもらうよう催促しても切除されない場合や、竹木の所有者やその所在を調査しても分からない場合等には、越境された土地の所有者が自らその枝を切り取る事ができる仕組みが整備されました。

※ ただし、枝の越境でお困りの際は、法律相談などを御活用いただくことをお勧めいたします。改正の詳細については法務局等のホームページをご確認ください。



地震対策への支援

木造住宅の耐震診断費用の助成

【概要】市で定める診断機関による耐震診断を行う際の費用を助成しています。

事前に申請が必要となりますので、ご希望の方はまちづくり計画課計画係へご相談ください。

助成額	助成の対象となる住宅	補助対象者
耐震診断に要する費用の3分の2以内（限度額10万円）	市内にある住宅のうち、昭和56年5月31日以前に建築された木造2階建て以下の戸建て住宅で、延べ床面積の2分の1以上を所有者自らの住居としているもの（賃貸住宅は対象となりません。）	助成の対象となる住宅を所有している個人（共有の場合は共有者全員によって合意された代表者）

【問合せ】まちづくり計画課計画係 Tel.042-551-1952

木造住宅の耐震改修等費用の助成

【概要】一定の基準を満たす木造住宅で、建築工事業の建設業許可を得た業者により耐震改修等（補強工事または建替工事）を実施する場合、工事費用の一部を助成しています。

助成を受けるには事前に申請が必要となり、申請前に着手（業者との契約を含みます。）されたものについては助成できませんのでご注意ください。また、工事監理についても要件がありますので、ご希望の方はまちづくり計画課計画係へご相談ください。

助成額	助成の対象となる住宅（①②両方を満たすもの）	補助対象者
耐震改修等に要する費用の5分の4以内（限度額115万円）	① 昭和56年5月31日以前に建築された木造2階建て以下の戸建て住宅で、延べ床面積の2分の1以上を所有者自らの住居としているもの（賃貸住宅は対象となりません。） ② 専門家による耐震診断を実施した結果、倒壊の可能性があるとして診断されたもの	助成の対象となる住宅を所有している個人（共有の場合は共有者全員によって合意された代表者）

【問合せ】まちづくり計画課計画係 Tel.042-551-1952

地震対策への支援

ブロック塀の耐震化助成

【概要】地震対策の一環として、避難路に面した倒壊の恐れのあるブロック塀等の除却又は建替えに対し、工事費用の一部を助成します。

※ 申請にはこのほかにも条件がありますので、ご希望の方はまちづくり計画課計画係へご相談ください。

助成額	助成の対象工事	補助対象者
除却又は建替え工事費用(消費税を除く)の3分の2以内で千円未満を切り捨てた額。 ※ ただし工事費は、助成対象の塀1メートルあたり8万円が限度となります。	① 避難路（緊急輸送道路、小学校の通学路、指定された避難所までの避難経路）に面したブロック塀等（組積造の塀、万年塀を含む）の除却又は建替えであること ② 簡易点検シートによる点検で、不適の項目がある塀等であること ③ 申請年度内に工事が完了すること ※ただし、次の場合は助成対象工事とはなりません。 ① 土地又は建物等の販売を目的としたもの ② 助成金交付前に工事を行ったもの ③ この制度による助成金のほか、同種の助成金等の交付を受けたもの	①ブロック塀等の所有者であること ②市税の滞納がないこと ③暴力団員ではないこと

【問合せ】まちづくり計画課計画係 Tel042-551-1952

【コラム】もし家にいるときに地震が起きたら

過去の例でも地震による強い揺れは長くても1分間ぐらいでおさまるため、建物がその一瞬のうちに倒壊することはあまりありません。また、火が出てもすぐに大きな火事にはなりません。そのため、パニックにならずに落ち着いて行動することが重要です。

- ① 揺れを感じたら机や椅子などのその場で一番丈夫なものの下に隠れるなどして身の安全を確保しましょう。その際には座布団などで頭を防護するようにしましょう。
- ② 焦らずに、揺れがおさまってから、コンロやストーブの火、ガスの元栓、電気器具のコンセントなどの火の元の確認をしましょう。
- ③ 地震で建物が傾くと避難口を失う恐れがあります。ドアや戸を開けて出口を確保しましょう。また、屋外へ避難するときもあわてて飛び出さずに屋根瓦やガラスなどの落下に注意をしましょう。

※ 福生市公式ホームページでも外出中など色いろな状況での注意点を載せていますので参考にしてください。



-住宅改修に関すること-

①高齢者向けの改修支援

高齢者自立支援住宅改修給付

【概要】高齢者が、自宅で生活をするなかで、転倒予防・介護の軽減等を図るために住宅改修（手すり等の設置など）を行う際の費用の補助を行っています。

費用負担	助成の対象
以下の改修で、要した費用の1割（市民税非課税者または生活保護受給者は無料） ① 手すり・床段差の解消・床材の変更・扉の取替え・便器の取替え（限度額20万円） ② 浴槽の取替え及び給湯設備の改修等（限度額37万9千円） ③ 流し・洗面台の取替え及び給湯設備の改修（限度額15万6千円）	65歳以上で、住宅改修が必要と認められる方 ※①手すり・床段差の解消などについて、介護保険証の認定がある方（介護保険証の要介護状態区分等が「要介護」「要支援」に該当する方）は、介護保険給付の対象となるため、介護保険係へお問い合わせください。

【住宅改修までの流れ】

- 1.申請書提出
- 2.担当者と理学療法士が訪問調査（月に1度毎月第三木曜日の午前、変更の場合有）
- 3.審査
- 4.見積書（2社以上）及び図面を提出
- 5.決定（または却下）
- 6.工事開始

【問合せ】介護福祉課高齢者支援係 Tel042-551-1751

-住宅改修に関すること-

②環境に配慮した改修支援

生垣設置等補助金

【概要】市では、緑化推進の一環として、市民の皆さんが新たに生垣を設置し、10年以上にわたって維持管理を行う場合に、設置費用等を補助しています。

新築や建て替え等に伴う生垣の設置や、ブロック塀などから生垣への作り替えを検討している方は、着手前にお気軽にお問い合わせください。

助成の対象	利用方法
・公道またはこれに準ずる私道に接する部分の延長が5m以上であること。 ・樹高は設置後5年を目途に1m以上となるよう管理に努めること。	補助金をご希望の方はご相談ください。

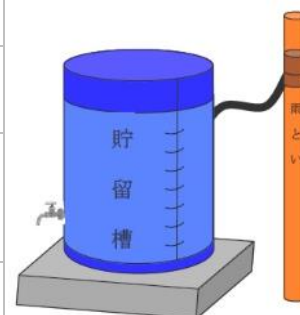
【問合せ】環境政策課緑と公園係 Tel042-551-1511

②環境に配慮した改修支援

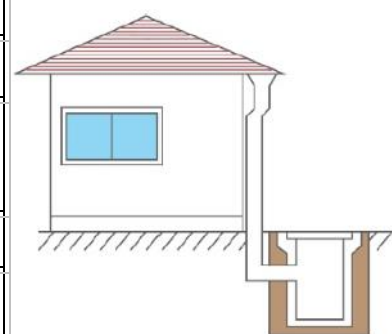
雨水貯留槽・浸透施設設置助成金

【概要】市内の戸建て住宅・集合住宅の屋根に降った雨水を貯留するタンク及び地中に浸透させる雨水浸透施設設置の工事費の一部を助成しています。

		雨水浸透施設	雨水貯留槽
対象区域		福生市全域 ※がけ地等、危険箇所除く	
対象者		- 福生市内の戸建住宅・集合住宅の所有者 ※住宅は新築・既存ともに助成対象 - 上記建物の使用者で、所有者の許可を得た者	
補助要件		- 新たに設置するもの - 敷地面積1,000㎡未満 - 福生市雨水浸透施設技術基準に適合 - 福生市宅地開発等指導要綱に該当しないもの - 仮設住宅でないもの	- 新たに設置するもの - 雨どいに接続している - 蓋がついている - 転倒の危険がない
金額	市補助分	標準工事費の90%	本体購入価格の2/3
	自己負担分	- 標準工事費の10% - 附帯工事費※ - 限度額を超えた金額	- 本体購入価格の1/3 - 設置工事費 - 限度額を超えた金額
	限度額	40万円	5万円
工事施工		福生市指定下水道工事店による施工に限る	———
提出書類		申請書等（詳細はお問合せください）	



雨水貯留槽のイメージ



雨水浸透施設のイメージ

※附帯工事費とは

雨水浸透施設以外に係る工事費を附帯工事費、別途工事費などと呼びます。例えば、雨どいの延長費用や地盤補強の費用等が考えられます。

【問合せ】 道路下水道課下水道係 TEL042-551-1968

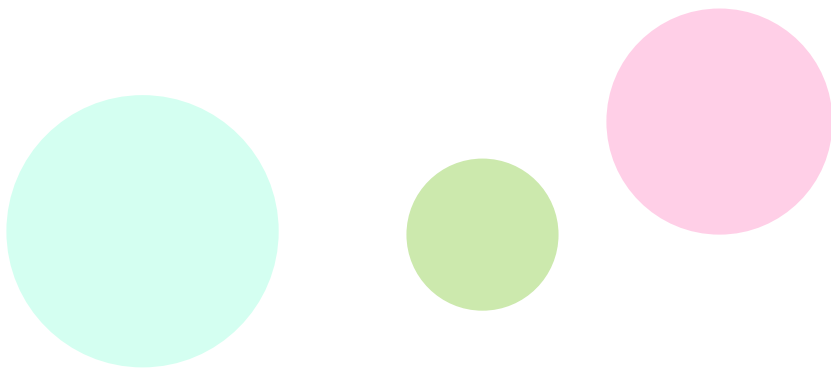
-その他-

住まいの相談窓口（市役所関係）

住まいに関する、主な相談窓口についてご紹介します。

随時受け付けているものから、相談日時が決まっているものなどありますので、まずはお問合せください（内容によっては、別の部署に取り次ぐ場合もあります）。

相談名・相談内容	日時等	相談員・対応者	問合せ
▼空き家に関する相談 「隣家の空き家の雑草が繁茂して困っている」、「倒壊の恐れがある」等、近隣に被害を及ぼしている空き家についての相談	随時	市職員	まちづくり計画課住宅係 Tel042-551-1961
▼登記相談 土地、建物の調査、測量、地目変更、不動産登記、法人登記など登記全般についての相談	毎月第1木曜日 午後1時30分～4時30分 1人30分、6人まで ※予約制	司法書士、 土地家屋調査士	秘書広報課広報広聴係 Tel042-551-1529
▼相続・遺言等暮らしの手続き相談 相続時の調査・手続きや遺言書、契約書の書き方など、暮らしの手続きに関する相談	毎月第2火曜日 午後1時30分～4時30分 1人30分、6人まで ※予約制	行政書士	秘書広報課広報広聴係 Tel042-551-1529
▼税務相談 不動産に係る税金や相続・贈与税など、税務全般に関する相談	毎月第4木曜日 午後1時30分～4時30分 1人30分、6人まで ※予約制	税理士	秘書広報課広報広聴係 Tel042-551-1529
▼法律相談 土地・建物の賃貸借、相続、金銭貸借、相隣問題など、日常の法律についての相談	偶数月の第1土曜日、奇数月の第1金曜日、および毎月第2・3・4水曜日（月4回） 午後1時30分～4時30分 1人30分、6人まで ※予約制	弁護士	秘書広報課広報広聴係 Tel042-551-1529



Su-Ma-U 令和7年度版

【発行・制作】福生市まちづくり計画課住宅係

【制作年度】令和7年5月

※掲載している情報は制作時点のものです。